

各都道府県総務部長
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 161 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 49 号）が令和 2 年 4 月 30 日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行することとされたところです。

これにより創設された新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて留意いただきたい事項を下記のとおりお知らせしますので、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用

1 新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）附則第 59 条第 1 項の「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少」とは、納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）の事業に係る収入の減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有することをいい、例えば、納税者等又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少があったことをいうこと。

2 事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実

法附則第 59 条第 1 項の「総務省令で定める事実」とは、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「規則」という。）附則第 27 条に規定する事実をいうものであるが、同条の収入金額の計算に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 収入金額の計算に当たっては、納税者等の事業上の売上その他の経常的な収入についてはその額を含めるが、臨時的な収入である各種給付金はその額を含めないこととすること。また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により納税者等が収入すべき対価の額を減免した場合は、その減免した額は収入金額に含めないこととすること。
- (2) 「総務省令で定める事実」があつたかどうかは、納税者等の事業に係る収入の減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有するかどうかにより判定することから（1 参照）、例えば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を納期限まで引き続き猶予していると認められる場合における収入金額の計算に当たっては、規則附則第 27 条の連続する 1 月以上の期間（以下「調査期間」という。）における賃料収入に計上される額からその猶予していると認められる賃料の額を控除することとすること。

3 その他これに類する事実

法附則第 59 条第 1 項の「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げる事実をいうこと。

- (1) 納税者の給与収入につき相当な収入の減少があつたと認められること
- (2) 調査期間に対応する期間がない場合において、調査期間の収入金額を、令和 2 年 1 月以前でその期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間の収入金額で除して得た割合がおおむね 100 分の 80 以下となつたこと
- (3) 調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合において、調査期間の収入金額を、調査期間の直前 1 年間の収入金額を 12 で除しこれを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額で除して得た割合がおおむね 100 分の 80 以下となつたこと

※ 「調査期間に対応する期間」とは、調査期間の初日の 1 年前の日から当該調査期間の末日の 1 年前の日までの期間をいう。

4 納付・納入困難

法附則第 59 条第 1 項の「全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難」のうち、「全部を一時に納付し、又は納入することが困難」とは、次に掲げるものをいうこと。

- (1) 納付・納入すべき地方団体の徴収金を納付・納入する資金がないこと
- (2) 納付・納入すべき地方団体の徴収金を納付・納入するための資金を納税者

等の事業の継続のために必要な少なくとも今後6か月間の運転資金並びに納税者等及び納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために必要な少なくとも今後6か月間の費用(以下「運転資金等」という。)に充てた場合に地方団体の徴収金を納付・納入する資金がないこと

また、「一部を一時に納付し、又は納入することが困難」とは、次に掲げるものをいうこと。

- (1) 納付・納入すべき地方団体の徴収金の全額を納付・納入する資金がないこと
- (2) 納付・納入すべき地方団体の徴収金を納付・納入するための資金を運転資金等に充てた場合に地方団体の徴収金の全額を納付・納入する資金がないこと

5 期限内に申請できないやむを得ない理由

法附則第59条第1項の「やむを得ない理由」とは、納税者等が事業につき新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う貸付けを受けるための手続を行っていたこと等により申請ができなかったことをいうこと。

なお、納税者等が新型コロナウイルス感染症に罹患したため申請ができない場合又はそのまん延防止のための措置の影響により申請ができない場合等には、法第20条の5の2第1項及び同項に基づく条例の規定により期限の延長を認めることができることに留意すること。

6 猶予期間

法附則第59条第1項の規定により猶予する期間は、1年(同項第2号に掲げる地方団体の徴収金にあつては、その確定申告書の法定申告期限までの期間)を限度として納税者等が申請した期間とすること。

7 猶予期間の始期

法附則第59条第1項の規定により猶予する期間の始期は、猶予を受けようとする地方団体の徴収金の納期限の翌日とすること。猶予を受けようとする地方団体の徴収金の納期限が、令和2年2月1日から地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日(以下「施行日」という。)までの間に到来したものについても、同様であること。

(注) 猶予を受けることができる地方団体の徴収金は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が到来する地方団体の徴収金である。

8 猶予する金額

法附則第59条第1項の規定により徴収の猶予をすることができる金額は、納付・納入すべき地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付・納入する

ことが困難である場合（4参照）におけるその納付・納入することが困難な金額として、次の(1)の額から(2)の額を控除した金額とすること。

(1) 納付・納入すべき地方団体の徴収金の額

(2) 納税者等の納付・納入能力を判定した日において納税者等が有する現金、預貯金等の価額に相当する金額から、それぞれ次に定める額を控除した金額（その額が0円に満たない場合には、0円）

イ 納税者等が法人の場合には、その事業の継続のために必要な少なくとも今後6か月間の運転資金の額

ロ 納税者等が個人の場合には、次に掲げる額の合計額

(イ) 納税者等及び納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために必要な少なくとも今後6か月間の費用に相当する金額

(ロ) 納税者等の事業の継続のために必要な少なくとも今後6か月間の運転資金の額

第2 その他

1 準用規定等

徴収猶予の特例については、法附則第59条第3項において所要の準用規定を設けていることから、原則として、現行の法第15条の規定による徴収猶予に係る申請手続等（法第15条の2（第1項から第3項までを除く。）、通知（法第15条の2の2）、効果（法第15条の2の3）、取消し（法第15条の3）及び延滞金（法第15条の9（第3項及び第4項を除く。））と同様に取り扱うこと。

なお、法附則第59条第3項において法第15条の9第1項の規定を読み替えて準用することにより、徴収猶予の特例に係る延滞金は全額免除されることに留意すること。

2 経過措置

令和2年2月1日以後、施行日から2月を経過した日前に納付・納入すべき地方団体の徴収金については、当該地方団体の徴収金の納期限後に徴収猶予の特例に係る申請が行われた場合であっても、施行日から2月を経過する日までに申請が行われたものについては、遡って徴収猶予の特例を適用することができること。